



2026年4月27日

各位

会社名 株式会社 ティーケーピー  
(コード番号：3479 東証グロース)  
代表者名 代表取締役社長 河野 貴輝  
問合せ先 取締役CFO 中村 幸司  
(TEL. 03-5227-7321)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2026年4月27日）開催の取締役会において、2026年5月29日開催予定の当社第21回定時株主総会の承認を条件として、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 変更の理由

##### （1）商号変更

当社は、2026年3月2日付の「商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、商号を「株式会社TKP」へ変更いたします。これに伴い、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、2026年6月1日にその効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則につきましては、当該効力発生日の経過後削除いたします。

##### （2）取締役の責任免除

取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内でその責任を免除することができる旨の規定を新設するため、現行定款第31条（取締役の責任限定契約）に第1項を新設するとともに、同条の条文見出しを第31条（取締役の責任免除）に変更するものであります。なお、本条第1項の新設については、各監査等委員の同意を得ております。

##### （3）変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

##### （4）日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年5月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年5月29日（予定）

なお、商号変更の効力発生日は、「変更の理由」内（1）に記載のとおりです。

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社ティーケーピー</u>と称し、英文ではTKP Corporationと表示する。</p> <p>第31条 (取締役の責任<u>限定契約</u>) (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>附則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第20回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。 (新設)</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社TKP</u>と称し、英文ではTKP Corporationと表示する。</p> <p>第31条 (取締役の責任<u>免除</u>) <u>当社は会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>附則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置) (現行通り)</p> <p><u>(商号変更の効力発生日)</u> <u>本定款第1条の変更は、2026年6月1日に効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項及び本項は効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>